

子育て世代の生活を応援します！ 問企画空港課企画政策班 ☎84-1279

新婚世帯の新生活を応援

子育て世代の経済的支援として、新婚世帯が新生活を始めるための費用の一部を補助します。

補助対象となる世帯

- ・令和3年3月1日から令和4年2月28日までの間に婚姻届けを提出し、受理された夫婦
- ・婚姻日において、夫婦のいずれもが満39歳以下であること
- ・令和2年1月1日から令和2年12月31日までの新婚世帯の夫婦の所得金額が400万円未満であること
- ・対象となる住宅が町内にあり、当該住宅の所在地に住所を有していること
- ・新婚世帯に町税等の滞納がないこと

補助の対象

- ・令和3年1月1日から令和4年2月28日までの間に支出する次の費用
- ①住居費（結婚を機に新たに住宅を購入または賃借する際に要した費用）
- ②引越し費用（引越し業者等への支払いに係る実費）

補助金額

1世帯あたり30万円を上限に、上記の補助対象費用の実費負担分として補助

町内住宅取得世帯を応援

人口減少の抑制、定住促進と地域活性化のため、新築または中古住宅取得者に奨励金を交付します。

対象者

- ・基準日において45歳以下であること
- ・横芝光町に定住していること
- ・世帯全員に滞納がないこと
- ・取得住宅の固定資産税納税義務者であり、所有権あるいは共有持分権を1/2以上有していることなど

対象住宅

- ・令和2年7月1日以降に取得した新築・中古住宅ほか

奨励金額

- ・新築住宅…30万円
- ・中古住宅…10万円
- ・対象者が世帯で転入の場合…40万円加算
- ・対象者の世帯に子どもがいる場合…一人につき10万円加算

基準日

- ・新築住宅…所有権保存登記完了年月日
- ・中古住宅…所有権移転登記完了年月日

「町法人応援給付金」の申請を受け付けています

新型コロナウイルス感染症対策と経済活動の両立の中で、町内に事業所を有する法人を応援するため、町が独自で応援金を支給します。

支給額 2万円(1法人1度限り)

支給対象者 次の要件を満たす法人が対象です。

- ・令和3年3月31日時点で町内に事務所、事業所または寮等を有する法人であって、申請書の提出まで事業を継続している法人。ただし、町民税の均等割を課されていない法人または免除されている法人は除く
- ・今後も事業を継続する意思のある法人
- ・平成30年度分までの町税等を滞納していない法人
- ・暴力団員等でないことまたは暴力団員等と密接な関係を有していない法人

申請書類

- ・法人応援給付金交付申請書(実績報告書)兼請求書
- ・直近の法人町民税の申告書の控えの写し。ただし、申告を一度も行っていない場合は、法人となった書類を提出した申告書の控えの写し(申請書中の同意により省略可)
- ・平成30年度分までの町税の納税が確認できる書類(申請書中の同意により省略可)
- ・振込先口座の通帳の写し

申請期限 7月30日(金)

申請方法 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則、郵送でお願いします。

問産業課経済班 ☎84-1215